

本太一丁目自治会 個人情報取扱ルール

(目的)

第1条 本会が保有する個人情報について、適正な取扱いを行うことを目的として定めます。

(責務)

第2条 本会は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）等を遵守するとともに、自治会活動において個人情報の保護に努めます。

(周知)

第3条 本会は、この個人情報取扱ルールを総会資料又は回覧により、少なくとも毎年1回は会員に周知します。

(個人情報の取得)

第4条 本会は、会長が「本太一丁目自治会入会届」などを、会員又は会員になろうとするものから受理することにより、個人情報を取得するものとする。

2 本会が会員から取得する個人情報は、氏名、住所、電話番号、その他の事項で会員が同意する事項とする。

(利用)

第5条 本会が保有する個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) 会員名簿、会の区域図の作成・配布
- (2) 会費の請求及び管理
- (3) 回覧その他文書の配布
- (4) 会員相互の親睦、交流活動
- (5) 防災、防犯の活動
- (6) 災害等の緊急時における支援活動

(管理)

第6条 個人情報は、会長又は会長が指定する役員（以下「個人情報管理者」という。）が保管し、適切に管理するものとする。

2 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄します。

(提供)

第7条 個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために必要がある場合

- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
- (5) 自治体、自治連合会、学校及びこれらに準じる公共目的の団体が自治会に関わる事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第8条 個人情報管理者は、個人情報を第三者（県・市役所・区役所を除く）に提供したときは、法第25条に定める第三者提供に係る記録を作成し、保存するものとする。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第9条 個人情報管理者は、第三者から個人情報の提供を受けるに際しては、法第26条に定める第三者提供を受ける際の確認を行い、記録を作成し、保存するものとする。

(開示)

第10条 会員は、個人情報管理者に対し、第4条に基づき提供した会員本人の個人情報の開示を請求することができる。

2 個人情報管理者は、会員から会員本人の個人情報について請求を受けたとき、法第28条第2項に該当する場合を除き、本人に開示します。

(訂正・更新等)

第11条 個人情報管理者は、保有する個人情報の訂正・更新等を求められた場合、該当する個人情報について適切に訂正・更新等を行うものとする。

(苦情の処理)

第12条 個人情報管理者は、本会の個人情報の取扱いに関する苦情があったときは、適切かつ迅速な対応に努めます。

附則

このルールは、平成30年9月1日から施行する。